

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
原文と翻訳とで解釈に相違が生じた場合は、原文が優先されます。原文は[こちら](#)からご覧ください。



## iGAAP in Focus

### 財務報告

#### IASB は、関連会社および共同支配企業に対する投資の公正価値オプションの修正を提案

##### 目次

本 iGAAP in Focus では、国際会計基準審議会（IASB）が 2026 年 2 月 19 日に公表した公開草案（ED）「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」に示されている IAS 第 28 号の修正案を解説する。

##### 背景

##### 修正案

##### 発効日、経過措置およびコメント期間

##### 追加情報

- 現在、IAS 第 28 号は、関連会社または共同支配企業に対する投資が、ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストおよび「類似の企業」（投資関連保険ファンドを含む）である企業によって保有されている場合には、企業が、IFRS 第 9 号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択することを認めている。
- IASB は、IAS 第 28 号を修正し、「類似の企業」には、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の 49 項 (a) に示されている、特定の種類の資産への投資を主要な事業活動として有している企業が含まれることを明確化することを提案している。
- IASB は、企業が IFRS 第 18 号の適用と同時に、公正価値オプションの使用に関する IFRS 第 18 号の既存の経過措置を用いて、本修正を適用することを提案する。
- コメント期間は 2026 年 4 月 20 日までである。

詳細は、下記 Web サイト参照

[Deloitte IAS Plus](#)

[デロイトトーマツの Web サイト](#)

[IFRS 基準別の解説](#)

[IFRS 公開草案等の解説](#)

## 背景

IAS 第 28 号は、関連会社または共同支配企業に対する投資がベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストおよび類似の企業（投資関連保険ファンドを含む）である企業によって保有されている場合には、企業が、IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択することを認めている。

この選択の適用における多様性および IFRS 第 18 号に従った純損益計算書における収益および費用の分類への影響に関する利害関係者、特に保険業界からのフィードバックを受けて、IASB は作業計画に、どの企業が IAS 第 28 号の公正価値オプションを使用して関連会社および共同支配企業に対する投資を測定することに適格であるかを明確化するための狭い範囲の修正を検討するプロジェクトを追加した。

## 修正案

IASB は、IAS 第 28 号を修正し、特定の種類の資産（IFRS 第 18 号 49 項(a) に示されている）への投資を主要な事業活動として有している企業が、IAS 第 28 号の公正価値オプションを適用することに適格である「類似の企業」であることを明確化することを提案する。

### 見解

修正案では、現在 IAS 第 28 号 18 項に含まれている投資関連保険ファンドの例を削除する。これは、IFRS 第 18 号の主要な事業活動の要求事項を参照することにより「類似の企業」の概念が明確になれば、その具体例を含める必要がなくなるためである。

## 発効日、経過措置およびコメント期間

IASB は、企業が IFRS 第 18 号を適用すると同時に、同じ基礎で本修正を適用すべきことを提案する。企業が IFRS 第 18 号 C1 項に従って IFRS 第 18 号を早期適用することを選択し、その早期適用の期間が本修正の公表前に開始する場合には、企業は IFRS 第 18 号 C7 号に従って、本修正の公表以後に開始する報告期間の期首から本修正を適用することが要求される。

コメントは 2026 年 4 月 20 日まで募集されている。

## 追加情報

修正案についてご質問がある場合は、通常のアロイットの担当者にご連絡ください。

アロイット会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- アロイットの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



**IS 669126 / ISO 27001**



**BCMS 764479 / ISO 22301**